



® 平成 30 年 11 月 9 日 (金)

No. 14811 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例⑤
商品包装・装飾の保護及び市場統計調査証拠の認定 (1)

中国2017年知財に関する重要判例⑤

商品包装・装飾の保護及び市場統計調査証拠の認定

— 周知商品「6つのクルミ」特有の包装・装飾紛争事件 —

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学、王 洪亮

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判定

III 商品包装・装飾の保護現状及び動向

IV 市場調査証拠の認定

おわりに

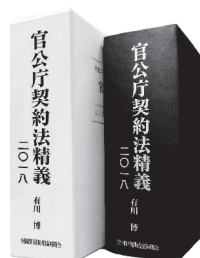
官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし！

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川 博
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

2018



※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

はじめに

本件は、「2017年中国法院の代表的な知的財産事件50件」及び「最高人民法院知的財産事件年度報告(2017)」に選ばれた、主に周知商品特有の包装・装飾の認定に関する事件である。また、証拠効力の認定について、最高人民法院は、「市場統計調査に関する公正証書証拠を認定する場合、当該市場統計調査の客観性、科学性、適法性などを具体的に審査すべきであり、当該調査が公証されたからといってそれを当然信用して採用するわけにはいかない。」と指摘している。

I 事件の概要

1. 基本情報

河北養元智匯飲品股份有限公司：一審原告（二審被上訴人、再審被請求人）

河北六仁烤飲品有限公司：一審被告1（二審上訴人、再審請求人）

金華市金東区葉保森副食店：一審被告2

判決の情報：

一審：浙江省金華市中級人民法院（2016）浙07民初778号民事判決書

二審：浙江省高級人民法院（2017）浙民終165号民事判決書

再審：最高人民法院（2017）最高法民申3918号民事裁定書

2. 事件の経緯

河北養元智匯飲品股份有限公司（以下、「養元公司」という）は1997年に成立し、植物性タンパク質飲料の生産及び販売を主な営業業務としている。2011年以来、養元公司は、その生産しているクルミミルク飲料「6つのクルミ」に対して、TVメディアを通じて広告を続々と投入してきた。長期にわたる生産販売及びキャンペーンにより、クルミミルク飲料「6つのクルミ」は徐々に消費者に認められ、一連の榮譽を取得し、知名度が高い。

2016年4月に、養元公司は、市場にはクルミミルク飲料「6つのクルミ」の模倣品が存在することを発見し、模倣品を公証付けで購入した。その

後、模倣品の包装に示すメーカーである河北六仁烤飲品有限公司（以下、「六仁烤公司」という）及び販売店である金華市金東区葉保森副食店（以下、「葉保森副食店」という）に対し浙江省金華市中級人民法院（以下、一審法院という）に訴訟を提起し、「六仁烤公司、葉保森副食店は、1. 製品の包装に養元公司の製品と類似する包装・装飾を使用する不正競争行為を停止する；2. 損害賠償及び権利行使のための合理的な費用20万元を共同で支払う；3. 『知的財産ニュース』等のメディアに声明を発表し、悪影響を解消する；4. 本件の訴訟費用を支払う。」よう請求した。

一審の開廷審理において、養元公司は、クルミミルク飲料「6つのクルミ」の知名度や包装・装飾の顕著性等に関する証拠を大量提出したのに対し、六仁烤公司も、公証された市場調査等の証拠を提出して抗弁した。法院は、本件の証拠に基づき、以下のとおり判断した。

養元公司のクルミミルク製品「6つのクルミ」に使用される包装・装飾は、周知製品特有の包装・装飾であり、これら包装・装飾は、養元公司の製品を識別する重要な標識になり、商品の出所を識別する機能を有する。六仁烤公司の「クルミシロップ」製品の包装・装飾はクルミミルク製品「6つのクルミ」の包装・装飾とは外部の形状、デザインスタイル、色の組み合わせ、文字の内容や図形の配列形態、占める割合等が類似しており、六仁烤公司は同じ種類の商品において養元公司のクルミミルク製品「6つのクルミ」の包装・装飾と類似する包装・装飾を使用し、明らかに養元公司の商業信用にただ乗りする主観的な意図があり、その行為は、経営者が守るべき信義誠実の原則及び商業道德に違反し、正常な市場秩序を乱しており、不正競争行為に該当するため、「六仁烤公司及葉保森副食店は、養元公司の周知商品であるクルミミルク飲料『6つのクルミ』と類似する包装・装飾を使用した製品の生産及び販売を直ちに停止し、六仁烤公司是養元公司の損害賠償及び権利行使のための合理的な費用12万元、葉保森副食店は養元公司の損害賠償及び権利行使のための合理的な費用5000元を支払う」旨を判決した。

六仁烤公司は一審判決を不服として、浙江省高級人民法院に上訴した。二審法院は審理を経て、上訴を棄却し、一審判決を維持した。六仁烤公司